

横浜市中央農業委員会農地造成工事指導要綱

制定 平成25年10月25日 中央農委第182号
改正 令和3年9月13日 中央農委第152号

(目的)

第1条 この要綱は、農地法（昭和27年法律第29号）の趣旨を踏まえて、農地法第2条第1項に規定する農地（以下「農地」という。）の利用増進のために行う農地の造成について必要な指導を行うことにより、優良な農地の保全維持に努め、農地の効率的な利用による農業の生産性向上を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 「農地造成」とは、農地の利用増進のため、耕作に適した土による盛土又は切土等を行って農地の形質を変更する行為のうち、耕作中断期間1年未満かつ面積が20a未満で、最高切土高又は最高盛土高が2m以下であるものをいう。
- 2 「農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定に基づく農地造成（一時転用）（以下「一時転用」という。）」とは、農地造成に係る農地転用事務処理要綱（平成12年6月1日農地第280号神奈川県環境農政部長通知）に規定する、農地の利用増進のため、耕作に適した土による盛土又は切土等を行って農地の形質を変更する行為のうち、耕作中断期間1年以上、面積が20a以上、最高切土高又は最高盛土高が2m超えのいずれかを満たすものをいう。
- 3 耕作土のみを搬入する行為のうち、面積が500㎡未満の農地に対して行うものでかつ、当該農地の当該行為後の高さ当該行為前の高さの差が30cm未満であるものについては、農地造成に含めないものとする。

(適用区域)

- 第3条 この要綱の適用区域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）に規定する市街化調整区域とする。
- 2 前項に規定する市街化調整区域内に所在する農地のうち、土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定する土地改良事業等の実施で盛土又は切土等による整備を行った農地については、原則として、当該整備に係る工事が完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しているものに限り適用する。

(事前相談)

- 第4条 横浜市中央農業委員会会長（以下「会長」という。）は、農地造成及び一時転用の工事を行うとする農地の所有者及び工事の施工者（以下「農地造成主等」という。）に対して、農地造成工事事前相談書（第1号様式）並びに当該農地の案内図、公図の写し及び土地の全部事項証明書、その他当該造成工事の計画が分かる書類の提出を求めるものとする。
- 2 会長は、農地造成工事事前相談書の提出があったときは、農地造成及び一時転用の内容、農地造成及び一時転用の工事を行うことによる周辺農地への影響等について調査し、その結果を農地造成工事事前相談について（第2号様式）により農地造成主等に回答するものとする。
- 3 前項の調査に係る回答にあたっては、必要に応じて、関係機関へ協力を求めることとする。
- 4 一時転用については、前3項の規定にのみ適用するものとする。

(農地造成に関する技術的基準)

第5条 農地造成に関する技術的基準は、横浜市が定める基準に基づくものとする。

(承認申請)

第6条 会長は、第4条第2項に基づく調査の結果、当該農地の造成工事が横浜市の定める基準に該当するものと認められる場合は、農地造成主等に対して、農地造成工事承認申請書（第1号様式）に

次に掲げる書類を添付し提出するよう求めるものとする。

- (1) 誓約書（第3号様式）
 - (2) 造成工事を行う農地の案内図、公図の写し、土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る）、現況平面図、現況断面図及び写真
 - (3) 造成工事を行う農地への土砂搬入出経路図
 - (4) 造成工事の工程表並びに造成工事終了後の当該農地の計画平面図及び計画断面図
 - (5) その他会長が必要と認める書類
- 2 会長は、農地造成工事承認申請書の提出があったときは、農地造成主等に対して、農地造成工事承認書等（農地造成工事承認書（第4号様式）及び農地造成工事承認証（第5号様式）のことをいう。以下同じ。）の交付を受けるまでは農地造成に着手できないことを伝えなければならない。
- 3 会長は、農地造成工事承認申請書の提出があったときは、次に掲げる事項について、市長に対して、意見を求めるものとする。
- (1) 第5条に定める基準に関する事項
 - (2) 農業振興地域整備計画に関する事項（農地造成を行う農地が農用地区域内に所在する場合に限る。）
 - (3) その他農地造成の指導をするにあたり必要な事項

（農地造成工事承認書等の交付）

第7条 会長は、前条第3項の規定に基づき市長へ意見を求めた結果、同項各号に掲げる事項に支障がない等と認められるときは、総会の審議を経て、農地造成主等に農地造成工事承認書等を交付するものとする。

（遵守事項）

第8条 会長は、農地造成工事承認書等の交付を受けた農地造成主等に対して、次に掲げる事項について、遵守するよう指導するものとする。

- (1) 農地造成を行うときは、当該農地に農地造成工事承認証を標示するとともに、次に掲げることを実施すること。
 - ア 農地造成を行う農地の周囲の環境保全に努め、日照、通風及び排水を確保すること。
 - イ 道路、水路その他公共の用に供する施設又は設備等に影響を与えないように工事を進めること。
 - ウ 農地造成を行う農地の周囲に居住する者の生活環境に影響を与えないように工事を進め、必要に応じて事前に周辺住民へ説明を行うこと。
 - エ 災害の発生を未然に防止するための措置をとること。
 - オ 農地造成に使用する土壌は、作物の生育に適したものに限ること。
 - (2) 農地造成が完了したときは、農地造成工事完了報告書（第6号様式）を会長に提出するとともに、完了後も農地等の適切な維持管理等に努めること。
 - (3) 農地造成を中止しようとするときは、農地造成工事中止届出書（第7号様式）を会長に提出するとともに、災害防止のために必要な措置を講じること等について、会長の指示に従うこと。
- 2 会長は、農地造成によって耕作が中断している期間中に、随時、農地造成主等に対して、工事の進捗状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

（工事の完了確認）

第9条 会長は、農地造成工事完了報告書の提出があったときは、農地造成を行った現地を確認するものとする。

- 2 前項の規定により現地の確認をするときは、関係機関に対して、同行を求めるものとする。

（農地造成工事変更承認書等の交付）

第10条 会長は、農地造成主等に対して、農地造成に係る工事の内容に変更があるときは、農地造成工事変更申請書（第8号様式）を提出するように指導するものとする。

- 2 第6条第3項及び第7条の規定は、農地造成工事変更申請書の提出があったときに準用する。この場合において、第6条第3項中「農地造成工事承認申請書」とあるのは「農地造成工事変更申請書」

と、第7条中「前条第3項」とあるのは「第10条第2項において読み替えて準用する第6条第3項」と、「農地造成主等に農地造成工事承認書等」とあるのは「農地造成主等に農地造成工事変更承認書等（農地造成工事変更承認書（第9号様式）及び農地造成工事変更承認証（第10号様式）をいう。以下同じ。）」と読み替えるものとする。

3 会長は、農地造成工事変更承認書等の交付を受けた農地造成主等に対して、当該農地に農地造成工事変更承認証を標示するよう指導するものとする。

（是正指導）

第11条 会長は、農地造成主等がこの要綱に基づく指導に従わずに当該農地の造成工事を行ったときは、当該農地造成主等に対し、当該農地の造成工事を是正するために必要な措置をとることを指導するものとする。

2 会長は、前項の規定により、是正指導中の農地造成主等については、新たな造成工事承認書等の交付を行わないものとする。

（承認の取消等）

第12条 会長は、前条の規定に基づく指導に農地造成主等が従わないときは、当該農地造成に関する工事の承認を取り消すとともに、その旨を農地造成主等に通知するものとする。

2 会長は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく県知事及び市長に対して、その旨を通知し、適切な措置を講ずるよう要請するものとする。

（補足）

第13条 この要綱に定めのない事項については、会長がその都度決定する。

附 則

1 この要綱は、平成26年1月11日から施行する。

2 この要綱の施行日前に受け付けた農地造成工事指導要領（昭和59年4月1日施行）に基づく農地造成工事指導願に係る取り扱いについては、その申請における工事開始をする日が平成26年3月31日以前である場合は、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成27年10月13日から施行する。

2 この要綱の施行日前に受け付けた横浜市中央農業委員会農地造成工事指導要綱（平成26年1月11日施行）に基づく農地造成工事事前相談書に係る取り扱いについては、その申請における工事を着工する日が平成27年12月31日以前である場合は、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成29年8月18日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年9月13日から施行する。